

令和2年度 秋のまちづくり懇談会 懇談内容

NO.	地区	質問内容	担当課	対応、追加説明	R3年度の予算・進捗状況
ぴっばら					
1	ぴっばら	過去10年の移住者の状況について教えてください。(移住した人数、どこからの移住か、移住の理由)	総務企画課	町では平成28年度に移住相談総合窓口を開設し、希望の叶う移住が実現できるようサポートを行っています。開設以降、現在まで相談窓口を経て移住された方は29組で、うち10組が旭川市、その他道内8組、道外11組となっています。また、ぴっばらさんへの登園、見学から移住相談窓口へと相談をつないでいただいているケースもあり、連携した運用にご協力いただき、ありがとうございます。 移住の理由は多様ですが、Uターン、新規就農や地域おこし協力隊を志す方、鷹栖町の立地の良さや子育て・教育などの環境を気に入られ移住された方がいらっしゃいます。 過去10年間では、年平均約200名程度の方が鷹栖町に転入されています。1年間の出生数と、その年の子どもたちが小学校に入学するときの児童数を比較すると、入学時児童数のほうが多いことが特徴で、子育て世帯で転入される方が一定数いらっしゃるのことがわかります。	変更なし
2	ぴっばら	当園の認可に際し、町として障害になっている事は何ですか。	健康福祉課	鷹栖町内では、現在、保育施設として公立保育園2箇所及び認定こども園1箇所があります。保育施設の保育定数は、町で管理しています。少子化の影響もあり、当町の定員数の210人に対し、179人となっており、定員数を下回っている状況であり、新たな保育定数を必要とする状況となっていない状況でございます。	変更なし
3	ぴっばら	認可に向けて当園ができることはなんですか。	健康福祉課	保育施設の新規認可については、No2のとおりです。なお、待機児童が発生し、認定こども園の新規施設認定をする場合は、保育園・幼稚園の運営基準及び保育指針等に基づき、運営していただくこととなりますので、ご確認いただきますよう、お願いいたします。 また、当町で不足している保育サービスは「夜間保育事業」、「休日保育事業」、「0歳児保育」となっております。	変更なし
4	ぴっばら	国の過疎の指定から外れたと新聞報道で知りました。その影響はありますか。	総務企画課	指定解除についてはまだ決まってはいませんが、今後指定解除となった場合、過疎債という資金源を利用することが出来なくなることでハード面の整備等に不利になってきます。指定解除となることで、影響が出てくるとは思いますが、それを最小限に食い止め、住民サービスを低下させないよう知恵を絞って参ります。	令和3年4月1日から、今後10年間の過疎地支援の方向性を示した新たな過疎法が施行されましたが、鷹栖町は、引き続き過疎地域に指定されました。